ニュースリリース原稿案

津山市が美作大学の公立化を推進する方針（案）を表明

2028（令和 10）年 4 月 1 日を目標に、津山市単独で公立大学法人を設立

報道関係者各位

2026 年 11 月 16 日
美作大学

美作大学（岡山県津山市）は、このたび、津山市が本学の公立化を推進する方針を表明し、公立化の目標時期を 2028 年（令和 10 年）年 4 月 1 日とするとともに、大学運営を担う公立大学法人を津山市が単独で設立する方針を示したことをお知らせいたします。

今回の方針表明は、本学がこれまで培ってきた教育・研究及び地域貢献の機能を将来にわたって維持・発展させ、地域に必要な人材を育成する大学として、さらなる発展を目指す重要な契機となるものです。

方針案はパブリックコメントを実施（2027（令和 9）年 1 月 15 日（金）まで）し、その内容を踏まえて決定となります。

1. 津山市による公立化推進方針の表明

津山市は、本学の将来のあり方について検討を重ねてきた結果、美作大学の公立化を推進する方針を表明しました。公立化の目標時期を 2028 年 4 月 1 日とし、大学運営を担う公立大学法人を津山市が単独で設立する方針です。

今後は、津山市や関係機関との協議を進めながら、公立化に必要な手続、大学の運営体制の構築など、具体的な準備を進めていくこととなります。

2. 美作大学概要

本学は、1915（大正 4）年に創立された学校法人美作学園が設置する大学で、岡山県北部の津山市に位置します。学園の創立以来、地域社会を支える人材の育成に取り組み、1967（昭和 42）年に開学した本学は、2027（令和 9）年に開学 60 周年を迎えます。「食と子どもと福祉」の分野を中心に、地域社会を支える専門職人材の育成に取り組んでいます。

少人数教育を生かしたきめ細かな指導や、地域の企業、医療・福祉機関、教育機関等と連携した実践的な学びを特色とし、管理栄養士、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、社会福祉士など、地域や社会に必要とされる専門職人材を育成しています。

本年度は 757 名の学生が在籍しています（5 月 1 日時点）。本学には、岡山県内だけでなく、全国各地から学生が進学しており、在学生の約 6 割が岡山県外の出身者です。卒業生は、本学で培った専門的な知識や技術を生かし、出身地域をはじめ全国各地で、管理栄養士、教員、保育士、

社会福祉士などとして活躍しています。

3. 公立化を契機とした大学のさらなる発展に向けて

本学は、今回の公立化の方針を、単に大学の設置形態の変更のみとして捉えるのではなく、教育・研究の質を一層高め、地域に必要な人材を育成するとともに、大学の知や研究成果を地域に還元し、地域の課題解決に積極的に取り組む大学へと発展するための重要な機会と捉えています。

今後も、食、子ども、福祉などの既存分野における教育・研究の充実を図るとともに、地域社会との連携を強化し、地域を支える人材の育成・輩出に取り組んでまいります。

4. 在学生の皆さまの学びを大切に

公立化に向けた準備を進めるに当たっては、現在在籍している学生が安心して学業を継続できるよう、学修環境、卒業・学位取得、学生生活及び各種学生支援等について、関係機関と協議し、適切に対応してまいります。

5. 公立化後の学生募集について

公立化後の学生募集の具体的な方法等については、今後、津山市その他の関係機関と検討・協議を重ねた上で決定していくこととなります。

一方で、本学は、さまざまな地域の出身者や多様な背景を持つ人材が集い、共に学ぶことの価値を大切にしていきたいと考えています。これまで多くの学生を本学に送り出していただいた岡山県外の高等学校とのつながりも大切にしながら、今後の学生募集のあり方についても検討してまいります。

公立化に向けた決定事項や入試に関する情報については、大学ホームページ等で順次公表するとともに、必要に応じて高等学校等を通じて受験生の皆さまにもお知らせし、進学に当たって混乱が生じないよう努めてまいります。

本学は、これからも学生一人ひとりの成長を支え、地域や社会で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

今後とも、美作大学へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
美作大学　大学広報室　先本
所在地：岡山県津山市北園町 50 番地
電話：0868-22-7711 / E-mail：d-kouhou@mimasaka.ac.jp

令和8年11月　津山市

美作大学の公立化に向けた津山市の方針（案）

概要版

この資料は、方針（案）の要点をまとめたものです。各見出しの右の「頁」は、方針（案）本文の該当ページを示しています。

市の方針

（4・32頁）

美作大学を「まちづくりの核」として活かすため、公立化を推進します。

公立化は、美作地域唯一の４年制大学が担う教育・研究や人材育成の機能を将来にわたり維持・強化し、地域の持続的な発展につなげるための最も現実的で適切な方策であると判断しました。

目標時期	設置の方法	公立化の対象
令和10年4月の公立化	津山市が単独で公立大学法人を設立	美作大学のみ（附属幼稚園は対象外）

1 大学の将来像

（8～15頁）

地域に根ざし、人と知を育み、未来を創る大学

「食・子ども・福祉」の強みを継承・発展させ、人材育成と教育・研究を通じて、地域課題の解決や持続可能な地域づくりに貢献します。大学と地域が互いに支え合い、共に発展する好循環を目指します。



1 地域に必要な人材を育成する大学

地域の暮らしを支える専門職人材を育成し、社会や地域の変化に対応できる力を育てます。

2 教育・研究の質を高め、学生の成長を支える大学

教育・研究の質を高め、一人ひとりの学生の成長と挑戦を支え、学生から選ばれる大学を目指します。

3 地域課題の解決に取り組む大学

地域全体を学びと研究の場とし、企業・団体・学校・自治体等と連携して、地域課題の解決に取り組みます。

4 地域に開かれた大学

教育・研究の成果や知見・施設等を地域に活かし、地域住民や社会人の学びの機会を広げます。

5 地域と共に発展する大学

大学の取組や成果を広く地域に共有し、知の拠点として地域と共に持続的な発展を目指します。

実現を目指す主な成果

若者の地域での活躍・定着

地域での学びや交流、就職支援を通じて、育成した人材の地域での活躍・定着につなげます。

地域への貢献

学生・教職員の暮らしや、住民等との交流・活動を通じて、地域経済の活性化やまちのにぎわいにつなげます。

安心して暮らせる地域づくり

食・子ども・福祉分野の人材育成や地域との協働を通じて、子育て、健康、福祉等の充実につなげます。

持続可能なまちづくり

大学と地域が互いに支え合う好循環を生み出し、将来にわたる地域の活力の維持・向上につなげます。

大学の将来像に関わる個別の方針

既存学部・学科　（13頁）

現在の学部・学科構成を基本に、食・子ども・福祉の専門性を高めます。人材需要等を踏まえ、定員や学科構成等も検討します。

新たな教育分野　（13・14頁）

国の人材育成方針や既存学部との連携を踏まえ、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（高度な専門性とAI・デジタル活用力を備えた人材）の育成等を重視します。有識者検討会議で挙げられた工学、情報・データサイエンス、看護の３分野も含め、必要性や実現可能性を検証します。

附属幼稚園　（14・15頁）

市内の幼児教育・保育需要や将来の財政負担等を踏まえ、公立化の対象外とします。実習先等は地域の施設との連携で確保します。

2 公立化後の機能強化 ― 3つの柱

（4・5頁）

ア 教育・研究、人材育成の強化
食・子ども・福祉分野の強みを活かし、専門性を高めるとともに、教育・研究の充実や新たな学びの展開を通じて、地域に必要な専門職人材を育成し、学生から選ばれる大学を目指します。

イ 地域とのつながりの強化
地域の企業、団体、自治体等との連携を深め、地域の課題やニーズを大学の教育・研究に結び付け、学生や教員が地域と共に課題解決に取り組む仕組みを強化します。

ウ 地域全体での大学の力の活用
大学の専門的な知識や研究成果、施設等を地域で広く活用し、住民の学びや地域の活動の充実につなげることで、大学と地域が互いに支え合い、共に発展する関係を築きます。

3 これまでの検討の経過と市民等の意見

（6・7頁）

令和6年1月
美作学園から公立化検討の要望書（約3万人の署名や関係団体の要望）

▶

令和7年6～11月
有識者検討会議（9名・全5回）で検討し、11月13日に市に報告書を提出

▶

報告書の公表後
懇談会や出前説明会などで、市民・関係者への情報提供と意見交換を実施

▶

令和8年8月31日
公立化に向けた５項目の検討・協議を進める考えを公表。国・県等との協議や収支の時点修正等を実施

▶

令和8年11月
公立化方針（案）を公表し、市民意見を募集

有識者検討会議の提言

大学の役割

美作地域唯一４年制大学として、地域に必要な専門職人材の育成、若者の定着、地域経済への貢献など、地域にとって代替が困難な役割を担っている。

存続方策

私立としての存続、経営譲渡、市の独自支援、広域での運営、公立化を比較・検討した結果、公立化は学生募集や財務基盤の強化が期待でき、他の方策より実現可能性が高い。

留意点

公立化後も、学生確保や施設更新、市の財政負担等を見据え、大学改革や健全な財政運営、地域連携の強化に継続的に取り組む必要がある。

市民・関係者の意見

市民懇談会（公民館等6会場・オンライン2回）、24団体との懇談会、出前説明会7回などで意見を伺いました。

評価・期待

管理栄養士・教員・保育士、社会福祉士等の人材育成、若者が地域で学び活躍する場の確保、地域経済や地域活動への貢献

懸念

学生確保の見通し、市の財政負担、地方交付税※の将来動向、学生数や収支が想定を下回った場合の対応

大学改革への意見

新たな教育分野、地域内進学・地域内就職、津山工業高等専門学校や周辺自治体との連携、地域課題の解決

※地方交付税…自治体間の財源の格差を調整し、一定水準の行政サービスを確保するために、国から自治体に交付される財源。

4 存続方策の比較と公立化を選んだ理由

（31・32頁）

方　策	主な評価
私立大学としての存続	経営努力だけで学生確保と財務基盤の安定を図り、大学を維持し続けることは難しい。
他法人への経営譲渡	地方の小規模私立大学を取り巻く厳しい経営環境や立地条件から、引受先の確保は容易ではない。
市による独自支援	地方交付税の対象とならないため、原則として市の単独負担となる。私立のままでは継続的な支援による大学の安定的な存続は難しい。
広域での共同設置	設立や運営に係る継続的な合意形成が必要となるため、本市が単独で設置し、具体的な事業を通じた広域連携を図る。
公立化	知名度の向上や授業料負担の軽減による学生募集への効果、地方交付税措置を活用した財務基盤の強化が期待できる。また、市が大学運営の基本的な方向性に関与し、地域の実情やニーズを踏まえた大学づくりを進めることができる。

各方策の実現可能性に加え、大学の将来像や地域で果たす役割等を総合的に検討した結果、大学の存続と機能強化を両立できる方策として、公立化を選択しました。

5 公立化に向けた5項目の検討結果 （7･8頁）

検討項目	整理した主な方針･検証結果	今後具体化･決定する事項
① 大学の将来像	• 食･子ども･福祉の既存分野を基盤に、教育･研究の質の向上と地域の人材需要に対応した大学改革を進める • 附属幼稚園は公立化の対象外とする	既存学科の改革、新たな教育分野の必要性･可能性の検討、附属幼稚園等との実習･研究での連携方法
② 大学の運営体制	• 単独設置と共同設置を比較･検討し、本市単独で公立大学法人を設立する • 教職員は非公務員とし、法人の自主性･自律性を尊重	定款、役員･教職員の体制、法人の組織･運営制度、ガバナンス、評価制度等
③ 地域との連携	• 地域連携組織の共同運営を軸に、地域内入学･就職の促進や共同研究等を通じた広域連携を進める • 教育研究･地域貢献における地域連携機能を強化する	地域連携組織の設置･運営方法、周辺自治体との連携事業･役割分担･費用負担
④ 公立化の実現可能性	• 令和10年4月の公立化を目標に、必要な認可、議会手続、移行条件を整理 • 美作学園の既存借入金等は引き継がない前提で協議	資産の移管、教職員の雇用･移行条件、法人運営に必要な制度設計、国･県等との協議･認可手続
⑤ 大学の持続可能性	• 条件を見直した収支の時点修正で、6パターンすべてで20年間の累積収支が黒字となることを確認 • 学生確保や施設更新等の中長期的な課題も把握	学生確保策、運営費交付金の制度設計、施設の改修･更新計画、収支見通しの継続的な検証

※方針の決定と、法人設立･資産移管等の詳細条件の確定は異なります。今後、関係者との協議や議会審議等を経て具体化します。

５項目の検討･検証を通じて、公立化後の大学の基本的な方向性や運営体制、必要な手続等を整理し、令和10年4月の公立化に向けて具体的な準備を進められる見通しを得ました。

6 大学の運営体制 （15～19頁）

公立大学法人による運営 （15頁）

- 本市が単独で設立する公立大学法人が大学を設置･運営します。市が直接運営するのではなく、美作学園も大学の経営には関与しません。
- 法人は市とは別の法人格を持ち、教育･研究、組織、人事、予算執行等を自主的･自律的に判断します。教職員は法人の職員（非公務員）です。

市と公立大学法人の役割 （17･18頁）

津山市（設立団体）
- ➢ 中期目標を策定
- ➢ 運営費交付金等の財政措置
- ➢ 評価結果を踏まえて適切に関与

公立大学法人
- ➢ 中期計画を策定（市長が認可）
- ➢ 教育課程、研究、学生支援、組織、人事、予算を運営

中期目標 ▶ 中期計画 ▶ 業務実績 ▶ 評価 ▶ 改善

経営と教学の連携や、学外の多様な視点を取り入れる仕組みなど、規模や特色に合ったガバナンス※を整えます。

※ガバナンス…組織が適切に運営されるよう、意思決定や管理･監督を行う仕組み。

津山市単独で設置する理由 （15･16頁）

- 私立大学の公立化を機に、複数自治体で共同設置した先行事例はありません。
- 共同設置は費用負担や意思決定で継続的な合意形成が必要で、地方交付税の算定額も増えません。
- 単独設置では、公立大学法人の運営に対する市の責任が明確となり、迅速かつ円滑な意思決定が可能となります。
- 大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、大学の存続と機能強化に向けて早期に対応する必要があります。

設立は津山市単独、事業は周辺自治体と広域連携

公立大学法人の評価 （18･19頁）

- 市長の附属機関として、公立大学法人評価委員会を設置し、業務実績を評価します。

【指標の例】
入学定員充足率、国家試験合格率、就職率、地域からの入学者･地域への就職者の割合、収支状況 など

評価結果や財務状況は公開し、市民･議会への説明責任を果たします。

7 地域との連携

19～22頁

地域連携センター（仮称）を中核に
地域の相談や課題を教員・学生につなぎ、実習・課題解決型学習・共同研究等を調整します。周辺自治体とは共同運営を協議し、事業内容や役割分担、費用負担を整理します。

教育機関等との連携
津山高専との単位互換や交流、小中高大連携を進めます。また、「おかやま地域未来共創プラットフォーム」への参画を通じて産学官連携を強化し、大学機能の充実を図ります。

知る
高校との連携、オープンキャンパス等 ▶

入学する
地域枠の設定や推薦入試の活用、学費負担軽減を検討 ▶

地域で学ぶ
実習・インターンシップ・地域活動（ゼミ・サークル・ボランティア） ▶

地域で働き、暮らす
企業とのマッチング、奨学金返還支援等を検討

8 公立化の実現に向けた工程と移行条件

22～24頁

令和8年度
理念・将来像、中期目標の骨子、法人組織、移行条件などの制度設計 ▶

令和9年度
法人設立・設置者変更の認可申請、議会審議、システム等の移行準備 ▶

令和10年4月1日
公立化（目標）。教育の継続性と運営の安定性を確保して移行

必要な認可：法人設立は県知事、設置者変更は文部科学省の認可。定款・財産の出資・授業料等の条例は議会の議決が必要。

学生
入学時に予定した教育を継続し、不利益が生じないよう対応

教職員
非公務員型の雇用の移行、給与・勤務条件等を美作学園と協議

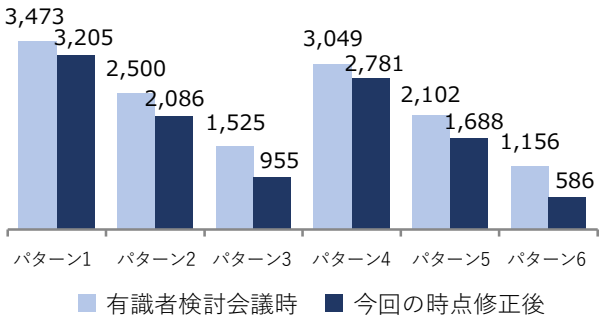
資産
土地・建物等は無償譲渡、金融資産は寄附の意向

負債
既存の借入金等は、市・公立大学法人とも引き継がない

9 大学の持続可能性（収支の時点修正）

24～31頁

公立化後20年間の最終的な累積収支（百万円）
施設改修等の経費、移管される金融資産の見込みを含む



入学定員充足率	交付税単価 一定	段階的に減少
100%を維持	パターン1	パターン4
87.5%まで減少	パターン2	パターン5
75%まで減少	パターン3	パターン6

※87.5%、75%は、公立化後13年目以降の充足率を想定
※移管される金融資産は暫定値（約6億円）で、協議により確定

経常収支の累計 全6パターンで黒字（パターン6で約19.6億円）

▼

施設改修等の経費 約19.7億円を反映（前回比 約1.8億円増）

▼

最終的な累積収支 全パターンで黒字※（パターン6で約5.9億円）

※移管される金融資産の暫定値（約6億円）も含めている。

長期的な物価等の上昇を考慮した試算 物価・人件費、地方交付税単価の年2%上昇と学生納付金の引上げを仮定※した場合、20年間の最終的な累積収支は約4億円の黒字

※長期的な物価等の上昇を考慮した場合の仮定です。

将来の施設建替え費用 現在の施設を同規模で建て替える場合、約154億円（20年間の収支試算には含まない）

- 学生数は、授業料等の収入と、市への地方交付税（家政系・芸術系の令和８年度の学生1人当たり単価83.3万円）の算定の両方に影響します。
- 地方交付税は市の一般財源であり、法人への運営費交付金は、別途算定方法を定めます。

学生確保・地域定着
魅力ある教育で広域募集と地域内進学・就職の両方を促進

交付税・物価等の変動
財政への影響を継続的に検証し、収支見通しを適切に修正

施設の老朽化への対応
長寿命化・規模の適正化、基金への積立て等で計画的に財源を確保

収支が想定を下回る場合
原因を分析し、学生確保策や運営の見直しを法人と協議

市は、設立団体として、法人の自主性を尊重しつつ必要な財政措置を講じ、安定した大学運営に責任を持って関与します。関係機関との協議と議会審議を経て公立化を目指し、運営状況や財政負担を分かりやすく説明します。
本方針（案）へのご意見は、今後の大学づくりに活かします。（32・33頁）